

令和5年第3回

長与町議会定例会会議録

令和5年 9月 5日開会

令和5年 9月21日閉会

長 与 町 議 会

令和5年第3回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年 9月 5日
本日の会議 令和5年 9月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 堀 真 議員	3番 岡 田 義 晴 議員	4番 八 木 亮 三 議員
5番 松 林 敏 議員	7番 浦 川 圭 一 議員	8番 中 村 美 穂 議員
9番 安 部 都 議員	10番 金 子 恵 議員	11番 山 口 憲 一 郎 議員
12番 堤 理 志 議員	13番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員
16番 安 藤 克 彦 議員		

欠席議員

2番 藤 田 明 美 議員 6番 西 田 健 議員

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美 也 子 君
係 長	江 口 美 和 子 君	主 任	村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	総 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆ かり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
健 康 保 険 部 長	森 川 寛 子 君	水 道 局 長	渡 部 守 史 君
会 計 管 理 者	田 中 一 之 君	教 育 次 長	山 本 昭 彦 君
総 務 課 長	荒 木 隆 君	代 表 監 査 委 員	岩 本 健 君

会議録署名議員

5番 松 林 敏 議員 7番 浦 川 圭 一 議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時16分

令和5年第3回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 9月5日（火） ～ 9月21日（木） 17日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
9	5	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	6	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）八木議員・金子議員 （午後）岡田議員・中村議員 堤議員
	7	木	9：30	本会議	一般質問（2名） （午前）西岡議員・安部議員 議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	8	金	9：30	委員会	付託案件審査
	9	土	—	休 会	
	10	日	—	休 会	
	11	月	9：30	委員会	付託案件審査
	12	火	9：30	委員会	付託案件審査
	13	水	9：30	委員会	付託案件審査
	14	木	9：30	委員会	付託案件審査
	15	金	9：30	委員会	付託案件審査
	16	土	—	休 会	
	17	日	—	休 会	
	18	月	—	休 会	
	19	火	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	20	水	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	21	木	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	4番	八木亮三議員 ① ゼロカーボンシティ宣言の進捗と今後について ② 事務事業評価について ③ LGBT理解増進法とパートナーシップ制度について
2	10番	金子恵議員 ① 地域共生社会について ② 福祉バスについて
3	3番	岡田義晴議員 ① 財政運営について ② 教職員の働き方改革について
4	8番	中村美穂議員 ① 消防団員の確保について ② 不登校児童生徒の対応について
5	12番	堤理志議員 ① 行政情報の取り扱いについて
6	15番	西岡克之議員 ① 高齢者福祉について ② 産業振興について
7	9番	安部都議員 ① 本人通知制度導入及びマイナンバーの誤登録問題について ② 資源化物拠点回収の見直しについて

令和5年第3回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告11	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
6	報告12	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	
7	報告13	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
8	46	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	
9	47	町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の締結について	
10	48	令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）	
11	49	令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
12	50	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
13	51	令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
14	52	令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	
15	53	令和4年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
16	54	令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
17	55	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
18	56	令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
19	57	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
20	58	令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和5年第3回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番松林敏議員、7番浦川圭一議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの17日間に決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。会議規則第92条の規定により、請願第1号については産業文教常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。陳情は1件で参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第3回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても令和4年度一般会計をはじめ、各会計の歳入歳出決算の認定についてなど多くの議案をお願いをいたしているところでございます。長期間になることと存じますが、ご審議のほど賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですので、6月から8月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみご報告をさせていただきます。まず、6月でございますが、4日には、町民一斉清掃を実施いたしました。各地域の道路や公園、空き地などの除草や側溝の清掃など、町内全域におきまして多くの町民の皆さまにご参加をいただきました。ご協力いただきました町民の皆さまには心より感謝を申し上げます。20日には、高田南土地区画整理事業および都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省等への要望を行って

ります。7月に入りまして、2日には、長与町消防団夏季訓練を実施いたしました。今回は消防団相互の連携および消防技術の向上と士気の高揚を目的に、3個分団単位で中継送水訓練を実施をいたしております。町民の生命と財産を守るべく日頃からご尽力いただいております消防団をはじめ、関係者の皆さまには心より感謝を申し上げる次第でございます。7日には、教育委員会におきまして、長崎県立大学とV・ファーレン長崎ならびにソフトバンク株式会社との間で、プログラミングやAIなど先端技術を活用できる人材育成を目的といたしました教育事業連携に関する協定締結式を執り行っております。18日には、夏の交通安全運動街頭パレード出発式が行われました。今回は子どもをはじめとする歩行者の安全の確保など三つの重点項目を掲げ、交通安全意識の高揚と交通マナーの順守を呼びかけております。19日には、長崎市・長与町新浄水場共同整備基本合意書調印式が行われております。これによりまして浄水場における人材、資金、施設の効率的な活用や災害、事故等への対応力強化が期待されております。21日には、明治安田生命保険相互会社との包括的連携協定の締結式を執り行いました。本協定は、持続可能な地域社会の実現を目指すとともに、町民生活の質の向上を目的とするものでございます。本協定が締結できましたことは、本町が目指すまちづくりの実現に向けて大変大きな力となるもので、さらなる地域の活性化や町民サービスの向上に寄与するものと期待をしているところでございます。8月に入りまして、6日には、平和コンサートinながよが開催され、平和の尊さや戦争の惨禍の記憶を風化させることがないよう音楽に祈りを込め、長与町から平和への思いを発信をいたしております。7日には、高田南土地区画整理事業および都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省九州地方整備局へ要望を行っているところでございます。18日には、長崎県知事および長崎県議会議長へ安藤議長にご同行いただき要望活動を行っております。この要望は、多様な行政課題に適切に対応し、持続可能で成熟した地域社会を創るためのものでございまして、一般国道207号の整備、中学校部活動の地域移行に伴う財源の確保、高田南土地区画整理事業の整備促進、都市計画道路西高田線の整備促進、農地の基盤整備事業の推進、子育て支援のための子ども医療費助成の充実の6項目をお願いしたところでございます。大石知事および徳永県議会議長に対しまして本町の抱える課題につきましてご理解いただくとともに、その解決に向けて強く要望を行っているところでございます。今後も県に対しまして働きかけを行い、要望項目の解決に取り組んでまいりたいと考えております。20日には、長与川まつりが開催され、午前中には、川の恵みへの感謝と町民の安全と繁栄を祈願する神事を執り行い、その後自治会や関係団体、地元企業のご協力により、長与川の清掃活動を実施いたしております。夕方からは、町内外から多くの皆さまにご来場いただき、ステージイベントや出店、打ち上げ花火など夏の夜のひとときを楽しく過ごしていただきました。事前準備を含め多くの方々にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

その他お手元に配布のとおり、多くの会議、事業等がっております。次に載せてお

ります5,000万円未満の入札結果と併せまして、ご参照いただければと存じております。以上で行政報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第5、報告11令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、日程第7、報告13和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてまでの3件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告11から報告13につきましては、所管より報告をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

皆さまおはようございます。報告11令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第2条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告をいたします。1.健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率および将来負担比率では比率が算出されず、実質公債費比率は6.7%でございました。この比率につきましても早期健全化基準および財政再生基準を下回っております。また、2.資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計および長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計のいずれの会計も実質赤字に相当する資金の不足額がなく、資金不足比率は算出されておられません。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

住民福祉部長が欠席のため代わって報告させていただきます。報告12長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして報告いたします。本報告は、こども家庭庁設置法および関係法令の施行により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることを受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年8月8日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の内容につきまして、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第4号および第44条、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条において、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるもので、公布の日から施行することとして

おります。

報告13和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、本町岡郷で発生した交通事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年8月18日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解および損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和5年4月16日午前9時30分頃、岡郷内で発生したもので、現場付近から資源化物を運搬するため国道を走行中、店舗駐車場から国道へ右折進入してきた車両に追突され、相手方車両を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を1割、相手方の過失割合を9割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は5万1,200円でございます。なお、事故後直ちに当事者および関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き交通法規の順守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第8、議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第47号町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第46号および第47号につきまして提案理由を申し上げます。はじめに議案第46号長与町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、印鑑登録証明書の窓口交付に関する規定について改めるとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定を改めるものでございます。第1条では、第13条に役場窓口において印鑑登録証明書の交付申請をする際、本人申請に限り個人番号カードのみの提示でも証明書の交付ができる旨の規定を追加するもの。第13条の2は、法律の改正に伴い条文を整備するものでございます。第2条では、第13条の2におきまして、利用者証明用電子証明書を搭載した移動端末設備スマートフォンを利用して、印鑑登録証明書の交付をコンビニエンスストアでも受けることができる旨の改正を行うものでございます。なお附則につきましては、第1条の施行期日を公布の日からとし、第2条につきましては、規則で定める日から施行することとしているところでございます。

続きまして、議案第47号町道吉無田女ノ都線舗装修繕工事請負契約の締結につつま

して、本工事請負契約は、8月7日に指名業者10社による指名競争入札を実施し、株式会社長崎日舗が7,280万2,400円で落札をいたしましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市三京町2898番地14、株式会社長崎日舗、代表取締役大橋修平、資本金は2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、長与南交流センター付近から丘の上公園付近にかけて、車道部の舗装打ち換え工事を工事延長納1,081メートル、面積納7,090平方メートル行うものでございます。なお参考図面として平面図等を添付しておりますのでご参照ください。以上が議案第46号および第47号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第10、議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）から日程第13、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第48号から第51号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第48号令和5年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,365万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を151億292万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正によりご説明をいたします。歳入の10款地方交付税は、令和5年度における普通交付税の確定に伴い、現予算との差額分を増額計上しております。14款国庫支出金は、地域介護・福祉空間整備等交付金の他、地域障害児支援体制強化事業の補助金移行に伴うもの等を計上しております。15款県支出金は、国庫支出金で説明いたしました同事業の補助金移行に伴うものを計上しております。17款寄附金は、中学校部活動の地域移行へ対する寄附金を計上しております。18款繰入金は、介護保険保険者機能強化推進交付金の額の確定に伴う介護保険特別会計繰入金の減額ならびに財源調整としまして、財政調整基金および減債基金への繰り戻しを行っております。20款5項雑入は、令和4年度に廃止しました駐車場事業特別会計の決算剰余金および病児・病後児保育事業負担金の過年度返還金を計上。21款町債は、長与町ふれあいセンター整備事業充当起債および道路維持補修事業充当起債の増額、ならびに臨時財政対策債の減額を計上いたしております。

続きまして、3ページの歳出について主なものをご説明申し上げます。2款総務費で

は、社会保障・税番号制度対応ネットワーク設定業務委託料およびふれあいセンター体育館の照明改修工事費等を計上しております。3款民生費では、地域介護・福祉空間整備等補助金および介護保険認定支援システムの更新に伴う介護保険特別会計繰出金の増額、ならびに令和3年度および4年度の各種事業費確定に伴う過年度返還金等を計上しております。4款衛生費では、歯科疾患予防等事業の補助対象拡充に伴う国民健康保険特別会計からの予算組み替え等を計上しているところでございます。8款土木費でございます。長崎県が施工する町道3工区10号線舗装補修工事費の地元負担金および西高田街路整備工事費等を計上。10款教育費では、文化ホールの非常灯照明器具取り替え経費、および中学校部活動の地域移行への寄付金に対する備品購入費等を計上しているところでございます。4ページの第2表地方債補正では、長与町ふれあいセンター整備事業および道路橋りょう事業、ならびに発行可能額が確定した臨時財政対策債の限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億886万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を42億3,330万7,000円とするものでございます。それでは歳入につきましてご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。3款1項県補助金は、特別調整交付金の交付見込額の増加による補正と口腔保健推進事業実施要綱の一部改正により、一般会計へ補助金が交付されることに伴う県繰入金の減額によるものでございます。5款1項の他会計繰入金は、県繰入金と同じく口腔保健推進事業が一般会計で執行されることによる減額でございます。6款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は、国民健康保険システムおよび健康管理システムの改修委託料を計上しております。4款1項保健事業費は、口腔保健推進事業の一般会計への財源組み替えによる減額でございます。8款1項予備費は、収支の調整として1億620万9,000円を計上しているところでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたしたいと思います。

続きまして、議案第50号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を6億3,251万5,000円とするものでございます。それでは歳入についてご説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金は、前年度決算に

に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、226万7,000円を計上いたしているところでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,697万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を31億998万4,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ257万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,037万5,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、3款2項国庫補助金は、令和5年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い減額するものでございます。4款1項支払基金交付金は、令和4年度介護給付費の確定に伴う追加交付分でございます。5款1項県負担金は、令和4年度介護給付費の確定に伴う追加交付分でございます。7款1項一般会計繰入金は、介護保険認定支援システム更新に伴うリース料の増額により事務費繰入金を増額しております。8款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしているところでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は、介護保険認定支援システム更新に伴うリース料の増額分でございます。6款1項償還金及び還付加算金は、令和4年度の介護給付費および地域支援事業費に係る国、県および支払基金の交付金の額の確定に伴う返還金でございます。6款2項繰出金は、令和5年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い、一般会計への繰出金を減額するものでございます。7款1項予備費は、収支の調整として1億8,482万円を計上いたしているところでございます。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきまして、2款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。5ページをお開きください。2款1項予備費は、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第48号から第51号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第14、議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてか

ら、日程第21、議案第59号令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの8件を一括議題といたします。

ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第52号から第59号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。まず議案第52号令和4年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第57号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの議案6件につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の決算審査意見書を付けまして、議会の認定に付するものでございます。決算額といたしましては、一般会計が歳入総額154億4,288万6,127円、歳出総額142億9,453万3,846円。駐車場事業特別会計が歳入総額898万7,198円、歳出総額777万6,475円。国民健康保険特別会計が歳入総額43億3,099万4,631円、歳出総額42億2,418万9,833円。後期高齢者医療特別会計が歳入総額5億9,893万5,523円、歳出総額5億9,666万7,523円。介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入総額31億1,797万6,387円、歳出総額28億9,786万3,375円。同じく介護サービス事業勘定では、歳入総額3,248万8,712円、歳出総額2,990万9,920円。土地区画整理事業特別会計では、歳入総額24億2,617万2,453円、歳出総額12億2,344万7,739円となっております。

次に、議案第58号令和4年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、および議案第59号令和4年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての議案2件につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく剰余金処分、併せて同法第30条第4項の規定に基づく決算を監査委員の決算審査意見書を付けまして、議会の認定に付するものでございます。その内訳といたしまして、水道事業におきましては、事業収益8億650万3,392円、事業費用6億7,623万4,511円、資本的収入1億9,147万2,200円、資本的支出2億9,850万3,703円、当年度純利益および当年度未処分利益剰余金ともに1億1,145万5,990円、下水道事業におきましては、事業収益10億465万968円、事業費用8億9,782万284円、資本的収入2億2,514万3,140円、資本的支出5億5,776万8,225円、当年度純利益および当年度未処分利益剰余金ともに8,763万2,017円となっております。

以上が議案第52号から第59号までの各会計の決算等の説明でございます。詳細につきましては、一般会計、特別会計におきましては、歳入歳出決算事項別明細書および主要な施策の成果に関する報告書を、企業会計におきましては、決算附属書類を添付い

たしておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

岩本代表監査委員。

○監査委員（岩本健君）

監査委員の岩本です。よろしく申し上げます。議長から許可をいただきましたので、
地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定により、令和4年度長与町
一般会計および各特別会計の歳入歳出決算ならびに基金について審査した結果を報告い
たします。意見書の1ページをお開きください。審査の対象として、令和4年度の長与
町一般会計、駐車場事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、
介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算
と基金の運用状況について、令和5年7月6日から7月21日までの期間で実施いたし
ました。審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事
項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金の運用状況を示す
書類について、会計管理者、各部長等関係職員の説明を聴取し、関係法令に準拠し調製
されているか、財政運営は健全であるか、財政の管理運営は適正であるか、予算が適正
かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿等の書類審査、さらに現地
調査、備品調査を実施し慎重に審査を行いました。審査に付された関係資料等を審査し
た結果、一般会計および特別会計決算は関係法令に準拠し作成され、決算計数の誤りが
ないと認めました。各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿と証拠
書類は符合しており、誤りのないものと認めました。町の財政状況は健全化が図られて
おりますけれども、より一層の健全財政を堅持していただきたい。なお各会計と基金およ
び町債の審査の状況につきましては2ページから22ページに、審査に係る意見は35
ページに記載しておりますのでご参照ください。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度長与町水道事
業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果を報告いたします。審査の期間は、
令和5年7月4日、5日に実施いたしました。審査の方法は、町長から提出された決算
報告書および財務諸表、決算附属書類など政令で定められた書類について、水道局長等
関係職員および会計管理者の説明を聴取し、決算計数の確認および分析を行い、経営成
績、財政状態の把握、経済性や公共性を主眼として審査を行いました。審査の結果とし
て、各会計の決算書および決算諸表ならびに証拠書類は、地方公営企業法および関係法
令に準拠して作成され、令和4年度における経営成績および財政状況は適正に表示され
ていると認めました。ただし、今後インフラの老朽化が進み、今まで以上に改築、更新、
投資が見込まれており、中長期的展望の下、なお一層の効率的で効果的な経営により、
健全で持続可能な事業運営を行っていただきたい。なお水道および下水道事業会計の審

査の状況につきましては、23ページから34ページに、審査に係る意見は36ページに記載しておりますのでご参照ください。報告は以上です。

○議長（安藤克彦議員）

日程第22、議案第60号長与町教育委員会委員の任命について、日程第23、議案第61号人権擁護委員の推薦についての2件を一括議題といたします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第60号および第61号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第60号長与町教育委員会委員の任命につきまして、長与町教育委員として令和元年10月から1期4年間にわたり、長与町教育行政の推進のためにご尽力いただいております山本淳委員の任期が今月末をもって満了となります。私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますのでご提案を申し上げ、議会のご同意をお願いする次第でございます。山本氏につきましては、高田郷にお住まいの方で長与町内の中学校にお子さまが通学をされておられます。これまで長与町の教育振興のためご尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信いたしておりますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号人権擁護委員の推薦につきまして、令和3年1月1日から現在に至るまでの1期3年、人権擁護委員としてご尽力を賜りました金村真智子氏の任期が本年の12月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。金村氏は、昭和49年4月から薬剤師として長崎県赤十字血液センターに長年勤務をされ、同センター検査課長を最後に退職されております。その後現在に至るまでは、自治会役員等として地域振興に尽力されるなど、精力的に活動をされておられる方でございます。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深いご理解のある方と確信しておりますので、ご推薦いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 10時16分）